

# 仕 様 書

## 1 委託業務の名称

「北区まちづくりプラットフォーム」構築及び運営等業務

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日まで

※ 令和3年度の実施状況が良好な場合は、再度プロポーザルを経ることなく次年度の契約を締結することがある。ただし、予算の成立状況によっては、この限りではない。

## 3 事業の目的

令和3年8月に策定した北区基本計画では、“つながり”の力によるまちづくりを進めるため、全ての北区民を包含するライフステージ等ごとの取組の必要性を訴求している。そのため、従来型の地域活動に加え、アフターコロナ社会も考慮して、オンラインプラットフォーム「北区まちづくりプラットフォーム」を構築することとしている。

本業務は、「学び合う／SALON」「交ざり合う／CHAT」「伝え合う／MEDIA」をキーワードに、これまで地域活動と関わりを持ちづらかった働き世代や若者世代の方々を含む多くの区民にとって身近で気軽に交流できる場を構築し、様々な団体・個人が互いに活動内容を紹介したり、課題を共有し、学び合う機会を提供することにより、北区の強みである“つながり”を深めることを目的としている。

## 4 委託の内容

本事業の目的を達成するため、次に掲げる項目を実施するものとする。

### (1) 実施体制の確保

ア 本事業の実施に当たっては、少なくとも以下の役割を担う人材を必ず置くこと。

#### (ア) プロジェクトマネージャー

本事業を統括し、進捗管理及び本事業に関わる関係者調整を行う者

#### (イ) プラットフォーム運営担当者

下記の「学び合う／SALON」「交ざり合う／CHAT」「伝え合う／MEDIA」が活性化するように、ファシリテーション等の専門的能力を活かしてプラットフォームを運営する者

### (2) プラットフォーム参加者の発掘

北区民及び北区のまちづくりに関心がある者を対象、プラットフォーム参加希望者の発掘を積極的に行うとともに情報発信に努め、相当数の参加希望者を集めること。とりわけ、以下の条件のいずれかを満たす者を特に積極的に集めること。

ア 北区基本計画に掲載する「若者世代」「働き世代」「大学生」「子育てする人」といった、若年層の者

イ まちづくり活動に取り組んでいる者

ウ 町内会等，地域の自治活動のオンライン化に関心を持つ者

(3) 「学び合う／SALON」の企画及び運営

ア 企画

地域活動への参加意欲向上，まちづくり活動への関心向上，区民同士のつながり醸成，これまでから地域活動を行っている者が新たなつながりを得ること等を目的として，参加型ワークショップを基本とした企画を構成すること。

京都を中心としたまちづくり分野において影響力のある人材をメンターとして招くなど，参加者満足度を高める内容を企画すること。

イ 実施手法

オンラインを原則とし，適宜オフライン又はオンライン・オフライン併用での実施も検討すること。

ウ 実施回数

令和3年度中に1回以上実施すること。開催時期は2月下旬から3月中旬を中心に，本市と協議のうえ決定すること。

エ ワークショップ等当日の運営

(ア) 司会進行及びファシリテーション

(イ) アンケートの実施集計

(ウ) オンライン実施に係る設営及び運営 (ICTの活用が不得手な者が参加する際のサポートを含む)

オ 広報

多様な参加者を集めるよう，効果的な広報を実施すること

(ア) チラシの作成，配布 (A4 両面カラー，500部)

(イ) Facebook，Instagram，Twitter等のSNSを通じた広報

カ その他

参加申し込みの受付業務

(4) 「交ざり合う／CHAT」の企画及び運営

ア 企画

「学び合う／SALON」への参加経験者を含む，まちづくり活動に関わる者，関心を持つ者が，活動を進めたり始めるうえでの相談や募集，告知などの情報を常時交換できるように，オンライン上での情報交換の仕組みを構築すること。また，その仕組みが活性化する工夫をすること。

イ 実施手法

オンライン上を中心とした仕組みとすること。ただし，既存SNS等の活用も可能とする。

ウ 開始時期

令和4年3月

エ 広報

多数の参加者を集めることを目標として，効果的な広報を実施すること

(5) 「伝え合う／MEDIA」の企画及び運営

ア 企画

北区で活躍する人や団体，地域の歴史や伝統行事，多様なまちづくり活動などを，既存の様々なメディアとも連携し，北区民が愛着を持てるような，北区の魅力を届

ける情報発信の仕組みを構築すること。また、その仕組みが活性化する工夫をすること。

イ 実施手法

オンライン上を中心とした仕組みとすること。ただし、既存 SNS 等の活用も可能とする。

ウ 開始時期

令和4年3月

エ 広報

多数の参加者を集めることを目標として、効果的な広報を実施すること

(6) 上記(3)(4)(5)の連動・連携

「学び合う/SALON」の参加者が、まちづくりへの関心を深め、「交ざり合う/SALON」でまちづくり活動のメンターと出会い、更には「伝え合う/MEDIA」で参考となる先行事例を調べ、当該事例を実施する団体とつながるといったように、各機能を相互に連動・連携させることで、まちづくりの好循環を生み出すこと。

(7) プラットフォーム活性化に向けた取組

委託契約期間が終了した後も、プラットフォームが活性化することを目的として、以下の項目に取り組むこと。

ア 参加者のフォローアップ

プラットフォーム参加者が継続的に関心を持ち続けられるよう、話題提供を行い、質問事項等に随時対応すること。

イ 情報発信

SNS等を活用して、プラットフォームの動きの紹介、次回予告など、少なくとも1週当たり複数回は情報発信を行うこと。

ウ 担い手の発掘・育成

参加者の中から、自主的かつ積極的に運営に携わる人材を発掘・育成すること。

## 5 業務終了報告書の提出

本業務終了後30日以内に、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること

## 6 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは本市と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また本業務が完了した後においても同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。